

(第一類 第八號)

衆議院 第四十六回国会 農林水産委員会議録

昭和三十九年四月十五日(水曜日)

四月十五日

委員西村闇一君辞任に依る。その補欠として西宮弘君が議長の指名で委

眞に選任された。

理事小山長規

理事長谷川四郎君 理事本名
理事赤路 友藏君 理事足鹿
理事芳賀 貢君 武君
覺君

委員西宮弘君辞任につき、その補欠として西村闇一君が議長の指名で委員に選任された。

卷之三

本日の会議に付した案件 参考人出頭要求に関する件

**土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七号)**

農林水産業の振興に関する件（韓国
産の緊急輸入に関する問題等）

産のりの業者輸入は開する問題等

○高見委員長 これより会議を開きま

農林水産業の振興に関する件について

て調査を進めます。

通告があります。これを許します。中
村寺唯吉。

○中村(時)委員 ただいま議題になり

ました韓国産ノリの輸入の問題について、時間が非常に制限されております

ので、簡単に質問をしていきたい、このように思っております。

農林大臣も御存じのとおり、韓國ノ
リの論へにつゝての原則は、これは十

年の轉入は少しだけ順調な、これは十年前に、昭和二十九年ですか、そのこ

るから国会においていろいろ問題とされ、衆参両院においては決議が行なわれて、その決議の内容は、年間輸入量

は一億枚以内とすること、及びその輸

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十七号 昭和三十九年四月十五日

農林水產委員會議錄第二十七號

十五

のほどの一億枚を入れようとしているがほんとうに下がるという自信を持っています。

○赤城国務大臣 いたします。

すけれども、しかしそんなものをすぐに入れなければならぬという具体的な条件がたしてあるかどうか、これがまず第一点なんです。

○赤城国務大臣 いまお話のような状況だと思いますけれども、生産者の手持ちといふものはもう全然ない、問屋のほうに回っている、いろいろよな関係だと思います。でございますから、私どもは緊急対策として入れても、生産者のほうにとつては打撃といふものが少ないと、いいますか、ないといふうな見方で、生産者の立場から入ってもよからう。しかし問題は、消費者の物価対策に関連する問題でござりますけれども、そういうものが間屋にあつたといつしましても、その手持ちとともに、世間から見まするならばそういうものが市場に回る、こういうことに相なるらうと思いますので、物価対策に相当寄与し得る、こういふふうに考えております。

○中村(時)委員 そうしますと、いま大体全國平均で十三億程度が前年に比べて減產になつてゐる程度でござります。愛知は三月の中旬で取引が済んでおり、大体全國平均で共同販売に乗るもののが三月ころまで共同販売に乗るもののが大部分でござりますが、終わつております。愛知は三月の中旬で取引が済んでおり、流通機構には相当程度乗つておるわけでありますと、大臣からお話をありましたように、生産者の手持ち在庫といふものがほとんどないということであります。それで御指摘のように、二十六億枚のうち、相当程度が流通機構にあるわけでございますが、生産地価格も上がつておりますし、それから最近におきまする消費地価格、十八年は大体中級のもので十枚当たりが百二十円、三十円したものが、こととは百三十五円から百五十円、こういふふうに小売り値段も最近非常に上がつておきます。これはやはり生産地における生産者価格の非常な強気といふことです。意識的に値をつり上げることなんです。意識的に値をつり上げることをやつている。現実には手持ちに持つておる。しかも三十億枚に對してわずか一億枚といふものをプラスアルファして、消費者価格といふものも反映しておるわけでありまし

て、必ずしも流通機構が買い占めてつり上げている、こうばかりは言えないと思います。やはり生産者価格も非常に上がつておるわけでござりますの

で、それを反映し、また品不足といふ点からも消費者価格が上がつてきておるわけであります。こうしたことでござります。それでわれわれといたします

初めから相当問題があつたわけでござりますが、生産者対策に影響があるといふことと、それから大臣からお話をありますよな、天災融資法を発動したあとにおいてやるべきではないかといふこと、それから生産者に在庫がない、それからこれだけあることは消費者の品不足といふものの緩和には役立つたろうといふことで、消費者対策にもなるといふうに考えたわけであります。

○中村(時)委員 水産庁の長官に前もつて断わつておかなければならぬ。時間がないので、私の聞いておるのは、一億枚を入れたら、あなた方は消費者価格といふものがほんとうに安定をし、ある程度価格といふものが押さえことができるかということを一言聞いただけです。それを余分なことを言われる。だからあなたは心臓が強いので、最初から注意していたのだが、その点ひとつあの答弁ではつきりさしておいてもらいたいと思っております。

そこで、緊急輸入のその方法論ですが、御存じのように国会の中で、先ほど言つたように決議をしたことを頭の中に入れておいてほしいと言つたのも、そのことを言つたわけです。十年最初に入れて、それから後にまたものなんですが、私の頭が悪いせいなんですか、いま言つた通常の一億枚として

か、どうちなのですか。これは大事なことなのですから、明確に……。

○赤城国務大臣 私は通常のものをくり上げてと初めは考えたのですが、通常のものは通常の時期がありますから、通常のほかに一億といふものを緊急輸入しようか、そうすると都合一億プラス一億、量でいえばそういうことになります。

○中村(時)委員 どうも言いくそりながらの言い方でけれども、きめられておる一億はまだ入っていないのです。なぜ通常の一億を先に入れて、またその上に乗つけて、秩序を乱さないで、そしてそれでカムフラージュするようにきつとし、その上でみんなで相談するといふのなら話は別です。ところがいきなり一億だけ特別に入れられて、そしてそれでカムフラージュするから、くさいにおいが出てくる。くさいものは問題としてやはり取り上げざるを得ないということになつてくるのですが、そこらのところは大臣のような賢明な人がどういう理由で――常に考えまして、通常の一億を入れておられるのか、その点を明確にお聞きを願つておきたいと思います。

○赤城国務大臣 その通常の一億枚のワク外にまた一億枚と、こういう考え方でおられるのか、その点を明確にお聞きを願つておきたいと思います。そこで、緊急輸入をしたい、こういう考へ方でござります。

○中村(時)委員 ちょっといまのはわかつたようなわからないような御答弁を考えるといふお考えなのか、それともそうでなく、通常の一億枚は一億枚で確保しておいて、あとから別に一億枚入れるのだ、こういうお考えなの

か、どつちなのですか。これは大事なことなのですから、明確に……。

○赤城国務大臣 私は通常のものをくり上げてと初めは考えたのですが、通常のものは通常の時期がありますから、通常のほかに一億といふものを緊急輸入しようか、そうすると都合一億プラス一億、量でいえばそういうことになります。

○中村(時)委員 どうも言いくそりながらの言い方でけれども、きめられておる一億はまだ入っていないのです。なぜ通常の一億を先に入れて、またその上に乗つけて、秩序を乱さないで、そしてそれでカムフラージュするようにきつとし、その上でみんなで相談するといふのなら話は別です。ところがいきなり一億だけ特別に入れられて、そしてそれでカムフラージュするから、くさいにおいが出てくる。くさいものは問題としてやはり取り上げざるを得ないということになつてくるのですが、そこらのところは大臣のよ

うな賢明な人がどういう理由で――常に考えまして、通常の一億を入れておられるのか、その点を明確にお聞きを願つておきたいと思います。

○赤城国務大臣 その通常の一億枚のワク外にまた一億枚と、こういう考え方でおられるのか、その点を明確にお聞きを願つておきたいと思います。

○中村(時)委員 ちょっといまのはわかつたようなわからないような御答弁を考えるといふお考えなのか、それともそうでなく、通常の一億枚は一億枚で確保しておいて、あとから別に一億枚入れるのだ、こういうお考えなの

にしておいていただきたい。どうも大臣のお話を聞いておると、その一億の肝心のものはあと回しにしておいて、別ものだけをこう持つてくると、何かくさいにおいが出てくるわけです。

○赤城國務大臣 実は私はくさいおんなか何もかいだこともなし、そう入して、それから緊急のものをあとでおつたのですが、どうも閣議の話やらでは、通常のものを先に繰り上げて輸入して、それから緊急のものをあとでまた一億なら一億といふうに思つておつたのですが、どうも閣議の話を、実はけさ聞いたのでけさ聞くと、どうもそれとは筋が違つようた話なので、これはもう一度検討してみなければならぬといふわけですから、いま實聞を受けてもどつち事務当局の話を、実はけさ聞いたのです。けさ聞くと、どうもそれとは筋がああるといふうなことは全然ございません。裏にはないのですけれども、どういふうにしたほうがいいか、こういうことです。しかしその裏に何があるといふうなことはまだ研究しなければならぬ。これは通産のほうの割り当てなんでござりますけれども、そういうことについてまだ研究の余地が少し残つておるものですから、はつきり申し上げられないような状況でございます。

○庄野政府委員 らよつと私から補足して簡単に御説明いたしました。大臣がいま御説明になつたわけでござりますが、この韓国ノリの輸入の一億枚というものが問題になつたのは、昨年の暮れからことしにかけて、日本の生産が非常に減るのではないか、いわゆる消費者価格が上がるではないかということ

で、そういう消費者価格対策というとで閣議でも問題になつた、こういうふうに聞いておりまして、たまたま韓国にも在庫一億枚あるということでおそれを緊急輸入する、こういふうな話でございました。われわれといたしましては、ちょうどその生産の時期でございまして、また非常な天災を受けおるので、天災に対する措置がどちられなければ、いまそういう時期ではなに、こういふことで断わつてきたわけでございますが、生産の時期を過ぎましたし、在庫量もない、それから天災融資法を発動して生産者には迷惑はかかる、こういふことでござります。

○中村(時)委員 事務当局のほうにこれだけを、通常の一億枚のほかにこれだけを消費者価格対策で輸入する、こういうふうに大臣が御説明したわけでござります。そういうような経過でござりますが、大臣からもいま御説明がありましたが、その結果、この豊和興業が現在あつたように、十分また検討いたしてみたい、こういふことでござります。

○中村(時)委員 事務当局自身が、緊急輸入すべきだと、政治折衝だとから云々されることは行き過ぎだと思います。国会において決議されて、こういふことが明確になつておるならば、そぞん百五十万ドルを送付している。そうしてこの三者が一つになつて、日本政府に働きかけているのが現状です。あなた方はそういう内容も知らずして日本側の一部業者がこれとタイアップをして、日本のほうで某商事会社と提携をして、アメリカからLCを組んで百五十万ドルを送付している。

○赤城國務大臣 確実にいまお話をようなことを私、聞いておるわけではございませんが、私は輸入の方針といたしましては従来の方針で、向こうに何とか産業といふものができよができますが、これは向こうのことですかね、これから緊急だ、あるいはそれから次に問題になつたのは、昨年の暮れからことしにかけて、日本の生産が非常に減るのではないか、いわゆる消費者価格が上がるではないかといふこと

で、いま長官は発言されたのかどうか。韓国側におきましては、御存じのとおりやはり韓国ノリ輸出組合といふものがあつて、その輸出組合一本によって日本のほうに輸入を受け入れさせていく、こういう法律がござります。それは輸出組合が同意を与えたものに対する、つまり輸出許可を与えることができ得ます。それを今般規定の一部を改正して、輸出組合が同意を与えたものに対する、そのための元凶はどこにあるかといつたら、豊和興業といふのがあります。そういうような努力をしてきて、その問題の解決をはかつていつた。その結果、この豊和興業が現在あつたように、十分また検討いたしてみたい、こういふことでござります。それが、もつとあります。その問題を掌握しておるというのが現実なんですが、大臣からもいま御説明がありました。その輸出組合としての問題でなくして、別にいま言つた業者が韓国側の政府に働きかけて——その内容は知りません。また知つておつてもここで発表もいたしませんが、働きかけてその法案の改定をやつてのけた。これに対して日本側の一部業者がこれとタイアップをして、日本のほうで某商事会社と提携をして、アメリカからLCを組んで百五十万ドルを送付している。

○大慈弥説明員 韓国ノリの輸入につきましては、現在商社の輸入協会なりいろいろなほうから、いろいろ陳情書が参つております。参つておりますが、私たちとしてはまだ事務当局で勉強している段階だけでございまして、大臣にも上げておりませんし、農林省、水産省とももちろん十分相談をしてきました。

○中村(時)委員 いま大臣のおつしゃつたのもよく聞いておきなさいよ。一月、三月の閣議ではそういうことになつております。一月ですよ。はるか前ですよ。そして一応緊急輸入で云々されるといふような話がありましたが、これは向こうのことですかね、こちらといたしましてはやはり輸入の組合の手を通じて輸入する、こういふ方法が至当である、こう考へ、またその方針で通産ともいろいろ話し合

かるうといふ考え方を基本に持つてらっしゃる、こうおっしゃる。そろするところは当然そのこと自身は、知つていなくちゃならぬわけです。もう一月、三月にはや閣議でそういうことが出ているのだから、あなたの方のところにもいろいろな陳情がきておるのだから、そうでしょう。日本では私は名前を一つ言いましょうか。白子商会を通じてきているはずです。そういうものと組んでいろいろな方向をとつておる。人々人の名前を言えと言つたら言つてあげますよ。あなた自身が知つてあるから言わないとだけです。ただおとなしいだけではいけぬのですよ、次長。だからそういう点を的確につかんで、そしていまのルートに乗せてやることが、ほんとうの正常な行政指導の行き方としてスマートな行き方だと思つ。かりにいま言つたように別ワクで一億枚をとつてこられて、もしそれをやつてこらんさい。生産者に影響がないといつても、次の時期には必ずそれが出てきます。かりにその人が政治的に動いたとするならば、こういうことを言つては悪いけれども、自民党にはいろいろな派閥がござります。そうするとAという派閥でみんながそれを承認したとなつたら、次の商社はBにくつつくに違ひない。そうするとBといふものが発言すれば、ほかのものもそれを承認せざるを得ない、こういう状態になつてくる。そうすればこれは基本的につれてしまつといふそれがあるのです。私は生産者だけの問題ではないと思うのです。そういうことは明確に心に入れて、そして自分たちの事務当局としての立案を明確にしておく、こういうことが私は必要である

うと思う。このことは通産だけではなく農林省の水産庁長官は百も承知しないながら答弁しておるのだから、これ以上のことは申し上げませんけれども、その点はあるた方は十分考えられて、大臣の考え方を基本的にしつかり身に體してやつていただきたい、これを希望条件にしておきます。それであなた方がそういうふうにやられるかどうかというお答えだけをいためて、私の質問を終わりたいと思います。

○赤城国務大臣 私もそういう考え方があつたのですが、いろいろ事務的運び方等もあるらかと思いますが、そういう方針で進めていきたい、こう思つております。

○中村(時)委員 大臣、そこを腹を締めて、あなたのよさでもあるし悪さでもあるのだが、発言するときには必ず足をとられてはいかぬと思わぬように、そういうことはそういうことで然どしてやつていくように——いまでもそういうでしよう。当初はそう思つたのございますが、まことにことばはいいですよ。しかし当初そう思つておるのじやなくて、私の言ふことが正しいことなかれども、閣議でこう言つた、だれから大臣、その点をひとつ明確にしたらどうですか。それとも明確にできない理由があるのだ、私は知らなかつたけれども、閣議でこう言つた、だれが言つたのですか、そういうふうに判断願いたい。そういうふうに聞い詰め立たれたあなたも立場が困るから、私はなるべくそういうふうに問いついていくのですよ、私に言わしたふうにどんどんいきますよ。しかしあなたはほんとうは良心的なものを持つておると思うから、私は一心やめるのです。あなた御報告しまして——あなた自身の考えは何ですか。あなたは非常におとなしくて人柄がいいということだけでは事は済まぬのだから、あなた自身どう考えられるか。いま大臣から、そういうようすに農林省としての態度が出た。そこで通産省としてはどうお考へになつていいらしやるか。私の言つてることは、おそらくこの委員会の中でも云々、こうおっしゃつておる。閣議の中で云々、こんな同じだと思うのです。そこであなた自身がどう考へになつていいらしやるか、そういうことをお聞きしているわけですね。だからそれをあなた自身が正直に思つたのだったら、正直な方向に自分たちも努力をしていきたいといふことをお聞きたい。それが私はほんとうの政治のあり方ではないか、こう思つておるわけです。

○赤城国務大臣 お話のことは筋が通つておると思います。

○中村(時)委員 筋が通つておるとか通らぬといふことよりも、そつと筋が通るならばこれによつて解決の方向を考えているということなんですが。先ほど私はそう理解した。だからやめたのです。ところがまた私は当初そういうことを考えておつたのですが、事務当局でも——事務当局なんて問題ないじやないですか。事務当局にはこれが正しいのだと思うなら、正しいことをやりなさい。そう言えば事務当局は大喜びでしょ。やはりつぱな大臣だということになります。人にはいいし、行政手腕にしても、あらゆる面でりっぱな大臣になつたら、これほどいいことはないじやないです。

○中村(時)委員 きょうのことを歸りましてよく報告いたしまして、検討させていただきます。

○中村(時)委員 やめようと思うと、あなた御報告しまして——あなた自身の考えは何ですか。あなたは非常にあなたはほんとうは良心的なものを持つておると思うから、私は一心やめるのです。あなたがさつき言つた発言の中には、はつきり出ております。閣議の中で云々、こうおっしゃつておる。閣議の中でどういう発言をだれがしたか、そういうことをびしやびしやと言いますよ。だからそれをあなた自身が正直に思つたのだったら、正直な方向に自分たちも努力をしていきたいといふことをお聞きしたい。それが私はほんとうの政治のあり方ではないか、こう思つておるわけです。

○大慈弥説明員 事務当局としてはまだ最終的に結論を出して、大臣にどうに願います。

○高見委員長 林君、閣連質問は簡単

しましようといふことは実は申し上げております。筋が通つておるといふことには同意すれば、私はそれを聞いているといふことに同意すれば、私はそのまま答弁しておるのだから、これ以降のことは申し上げませんけれども、その点はあるた方は十分考えられて、大臣の考え方を基本的にしつかり身に體してやつていただきたい、これを希望条件にしておきます。それであなた方がそういうふうにやられるかどうかというお答えだけをいためて、私の質問を終わりたいと思います。

○赤城国務大臣 お話のことは筋が通つておると思います。

○中村(時)委員 あなた御報告しまして——あなた自身の考え方は何ですか。あなたは非常にあなたはほんとうは良心的なものを持つておると思うから、私は一心やめるのです。あなた御報告しまして——あなた自身の考え方は何ですか。あなたは非常にあなたはほんとうは良心的なものを持つておると思うから、私は一心やめるのです。あなた御報告しまして——あなた自身の考え方は何ですか。あなたは非常にあなたはほんとうは良心的なものを持つておると思うから、私は一心やめるのです。

○中村(時)委員 農林省のこともわかつて、国会の議決もわかつて、現状ではそういうことございませんが、前の委員会の決議も十分存じておりますし、それからきょうの御趣旨も十分存じておりますし、水産庁とともに合せをして勉強させていたたかうかと思います。

ちょっとお聞きしておきたいと思うわけです。

○庄野政府委員 佐代丸につきましては、拿捕されまして、われわれとしてもすぐ抗議して、当時韓国の飛行機を救助したという関係もございまして、すぐ放逐になつたわけでございますが、そのときの漁獲物の没収とか、そういうものの見返りとして、現金と、それから現金のほかにノリに向こうが渡したということで、持ち帰つております。これはいわゆるF.A.関係の物資でござりますので、無為替になるわけでございますが、いま通産と打ち合わせてございますが、いま通産と打ち合わせたというふうに考へております。特に、拿捕されて放逐されたといふように、いろいろな場合には、無為替輸入の手続で成規の手続ということにしたいと思います。

○中村(時)委員 無為替輸入の是否論は一応やめておきましょう。ただ問題は、それはどういうルートに乗せて処理していくか、その処理した結果はどういうような扱いをするか。船員に対してどうするか、そういう問題も残つてくると思うのです。それらに対し具体的なお考へをいま持つておるか、あればお聞きをしておきたい。

○庄野政府委員 まだ輸入手続といふものが成規に済んでおりません。いま申しましたような無為替輸入を通産と協議して、輸入できるということになりましたが言われましたようなら、措置しなけれ

ばならぬと思つておりますが、まだそれがいろいろな状態です。

○中村(時)委員 それは保税倉庫に置いてあるわけですね。

○庄野政府委員 仰せのとおりであります。

○中村(時)委員 それは確認しておりますが、見てないでしょ。そういうことはよく調べておいてくださいよ。

以前ノリの問題では、これはすぐに金銭に切りかわるものですから、それで保税倉庫にありますとあなた方が答弁して、それではほんとうに現物を見ておるかと言つたら、見ておりません。見に行つたら何もない。通産局長はそのために一筆書いてわび状を出したはずです。これはそういう問題ですから、これは危険性といふよりも、利潤を伴つたあれが非常に多いものですから、そういう点はよく注意して、そういうあやまちのないようにしていただきたい。

以上をもつて終わります。

○高見委員長 赤路友藏君。

○赤路委員 もう時間がありませんから、変わった角度で一点だけ御注意を申し上げておきたいと思います。特に通産省のほうへ御注意までに申し上げておきます。いま中村委員からいろいろな話があつたとおりなんですが、この委員会で問題が解決ついたのではない。ここで質問をしたから、それで解

それから水産庁のほうへちょっと御質問を申し上げますが、ただいま中村委員からも言わされましたように、衆参院で一億枚という一応の韓国ノリの輸入に対するワク決議とでも申しますが、こうしたものがあるわけ

ます。これは韓国ノリが輸入されることによって、日本の国内のノリ生産業者に与える打撃がかなり大きくなります。非常にノリの生産は伸びておられます。伸びておりますが、依然と税倉庫にありますとあなた方が答弁して、それではほんとうに現物を見ておるかと言つたら、見ておりません。見に行つたら何もない。通産局長はそのために一筆書いてわび状を出したはずです。これは非常に多いものですから、そういう点を十分考慮を願いたいのです。もちろん私は通産といわば、政府全般の国内行政の立場からする面はわかるわけなんです。特にことしの場合、暖冬異常が非常に多くて、生産量がちゃんと減退している。消費がだんだん伸びてきてソスが破れてきている。そうしますと当然ノリの輸入といふことは考えられるでしょう。一応そういう点はわかるわけなんです。しかしながらまた変わった角度で、生産者の立場を考えると、暖冬異変のためにはほとんど生産量は減退した、これでたたかれている。韓国ノリが輸入される、それで思惑があつたとおりなんですが、国民から疑惑を呼ぶものになります。国民から疑惑を呼ぶものになります。国民から疑惑を呼ぶものになります。国民から疑惑を呼ぶものになります。

○庄野政府委員 先ほどからもお答え申しあげましたように、水産庁といたしましては、この韓国ノリの輸入と一点点だけお聞きすればいい。

○庄野政府委員 先ほどからもお答え申しあげましたように、水産庁といたしましては、この韓国ノリの輸入とぼす影響という点でだんだんの、これまで従来御決議等もございましたので、御決議の趣旨に沿いまして、F.A.物資として数量も限定し、輸入の時期も国内の生産者に影響の及ぼさない時期に入れる、こういうようなことで処理しておられます。今回問題になりました消費者の対策として緊急に入れれる、こういうことにつきましても、先ほどから申しますように生産時期をはずすということ、それから昨年の暖冬異変による災害対策のあと始末が大体ついて、天災融資法の割り当ても済んだ、そういう

この場合、沿岸漁業等振興法ができましたが、この沿岸漁業等振興法の第三条第六号で、特に与野党が一致して入院に對するワク決議とでも申しますが、その決議をされたゆえんのものは一体何なのか。これは韓国ノリが輸入されることによって、日本の国内のノリ生産業者に与える打撃がかなり大きくなると、いつも問題を毎年繰り返しておられます。伸びておりますが、依然と税倉庫にありますとあなた方が答弁して、それではほんとうに現物を見ておるかと言つたら、見ておりません。見に行つたら何もない。通産局長はそのために一筆書いてわび状を出したはずです。これは非常に多いものですから、そういう点を十分考慮を無視していいということではない。これは危険性といふよりも、利潤を伴つたあれが非常に多いものですから、そういう点はよく注意して、そういうあやまちのないようにしていただきたい。

以上をもつて終わります。

○高見委員長 赤路友藏君。

○赤路委員 もう時間がありませんから、変わった角度で一点だけ御注意を申し上げておきたいと思います。特に通産省のほうへ御注意までに申し上げておきます。いま中村委員からいろいろな話があつたとおりなんですが、この委員会で問題が解決ついたのではない。ここで質問をしたから、それで解

決がついたとおりなんですが、それが何か暗いものであります。それを考えていくわけなんです。国民から疑惑を呼ぶものになります。国民から疑惑を呼ぶものになります。国民から疑惑を呼ぶものになります。国民から疑惑を呼ぶものになります。

○庄野政府委員 先ほどからもお答え申しあげましたように、水産庁といたしましては、この韓国ノリの輸入とぼす影響という点でだんだんの、これまで従来御決議等もございましたので、御決議の趣旨に沿いまして、F.A.物資として数量も限定し、輸入の時期も国内の生産者に影響の及ぼさない時期に入れる、こういうようなことで処理しておられます。今回問題になりました消費者の対策として緊急に入れれる、こういうことにつきましても、先ほどから申しますように生産時期をはずすということ、それから昨年の暖冬異変による災害対策のあと始末が大体ついて、天災融資法の割り当ても済んだ、そういう

ない、こういうような時期に立ち至りましたので、考えなければならない、こういうように考えておるわけでござります。御趣旨の点は十分尊重して、国内の生産者に悪影響の及ぼさないように処理してまいりたい、こういうふうに思つております。

○高見委員長

次に、土地改良法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を続行いたします。角屋堅次郎君。

○角屋委員 時間が相当に経過をしておりまして、さらに同僚の東海林委員からも大臣に対する質問を予定されておりますので、ただすべきことはたくさんあります、要点を数点にしほつて大臣にお尋ねをいたしたいと思いま

す。その前に、いまの韓国ノリの輸入問題に連関いたしましては、私は昭和三十六年の本委員会における決議の提案者の立場からも、強く冒頭に希望を申し上げておきたいと思います。昭和三十六年の決議の段階におきましても、當時韓国に野田団長以下の自民党的議員団が派遣された経緯もありまして、決議する段階にはいろいろ内面的に一部の与党の諸君の強い意見等もありました。それを説得をし、了解を得て、決議をやつた経過がござります。先ほど来中村委員なり赤路委員からもお話をありましたように、今日沿岸漁業のいわば成長財として発展をしております。ところの浅海養殖関係、これはノリの場合は特に韓国ノリの輸入問題とか場合には特に韓国ノリと日本のノリとの価格差、一億枚入れれば数億円

の利潤が出てくるというふうなところ

から、輸入業者間でも相当に争奪戦が行なわれるという経緯もあり、また一部には総選挙等に、与党の関係したところ堅次郎君に、そういうところから選挙資金等も流れるといふようなことがあります。

が從来から流布されるといふうな、非常に暗い面を持った問題が内面にござります。この際大臣が中村委員にも答弁されただよ、生産時期をはずして今日韓国のノリの輸入問題を考えるといふのは、大臣の判断として適切だったと思います。ただ今後入る輸入量の問題については、十分国会の意思を尊重し、また浅海養殖の中を占めておる沿岸漁業のウエートから申しましても、今後十分生産者への発展の影響といふものを慎重に考慮されて、国会の決議に基づく輸入というところに基本方針を置いて善処されますように、強く要請しておきたいと思います。

きのうも土地改良法の一部改正の問題について大臣にお伺いをいたしたわたりまして、わが家の石田委員からもいろいろ土地改良法の一部改正の内容とからんで、数点にしほつてお伺いをしたいと思います。きのう午後にわたりまして、わが家の石田委員からも決議する段階においては、いろいろ内面的に一部の与党の諸君の強い意見等もありました。それを説得をし、了解を得て、決議をやつた経過がござります。先ほど来中村委員なり赤路委員からもお話をありましたように、今日沿岸漁業のいわば成長財として発展をしております。ところの浅海養殖関係、これはノリの場合は特に韓国ノリの輸入問題とか場合には特に韓国ノリと日本のノリとの価格差、一億枚入れれば数億円

うなのか、あるいは年次計画というものについて予算的裏づけというもの

は、はつきりしているのかどうかといふような問題についてもお伺いしまし

たが、きょうはその問題は別にしまして、従来もそうであります。今後土地改良事業といふものを推進する場合

に、都道府県市町村、こういう行政機関の系統と、土地改良区あるいは農業協同組合、あるいは農業委員会、こういう末端の受け入れ体制の問題、これらを十分、農業の今日の変貌、あるいは地域的に見ますと、都市近郊、準農村、あるいは農山村、山間部、こういう地域的な土地改良事業を受けとめる条件の差というものがござります。これらを十分判断をして、土地改良の長期計画といふものを有効適切に推進をしていかなければならぬ。今日までの土地改良の推進過程では、農林省といたしましては、県を一つの末端の核にいたしまして、第線の土地改良区あるいは農協、農業委員会等を、土地改良のいわばない手として事業を推進する、こういう立場を性格的にはお話しがあつたわけでありますけれども、市町村がトンネル機関として財政負担の事務をやる場合と、市町村自身が財政負担をやる場合と、両面がありますけれども、今度の法改正を通じまして、国都道府県の土地改良事業についても、市町村といふものが一つの大きなウエートをもつて浮かび上がつてくる。

それで、そういうふうに今回の法改正を通じて、土地改良事業の推進の中における市町村の比重といふものが、相当に高まつてきておるというふうに理解をするわけであります。その場合に、き

のうの石田委員と農地局長あるいは自治省関係とのやりとりを開いておりま

すけれども、最近におきまして、市町村長といいますか、市町村の方が中心といいますか、指導的立場に立つてやつたほうが、土地改良の事業が非常に推進する、こういう実態にあると私は思ひます。そういうことに相応するよう、市町村の土地改良における分担といいますか、役割りを非常に強化していく、こういう筋で土地改良法の改正を行なつておりますし、私はそれは妥当であると思います。であります

たします。そこで市町村がいろいろ財

のについては、市町村によく相談をし

て実施をする、こういう都道府県市町村、特に今までの農政の関係の中で

は、いわば市町村の農政というものが從来あつたのかどうかということは、いろいろ議論がなされる問題もありますけれども、それは別にいたしました。やはり市町村が相当大きな役割りを持つたが、きょうはその問題は別にしまして、従来もそうであります。今後土地改良事業といふものを推進する場合

として、こういう土地改良事業等の推進の能力といふものを、一体どの程度まで、従来もそうであります。今後土地改良の長期計画に基づいて、市町村というものが

実際にあつたのかどうか。あるいは財政能力として、あるいは技術陣容その他

として、こういう土地改良事業等の推進の能力といふものを、一体どの程度まで、従来もそうであります。今後土地改良の長期計画に基づいて、市町村といふものが

実際にあつたのかどうか。あるいは財政能力として、あるいは技術陣容その他

として、こういう土地改良事業等の推進の能力といふものを、一体どの程度まで、従来もそうであります。今後土地改良の長期計画に基づいて、市町村といふものが

実際にあつたのかどうか。あるいは財政能力として、あるいは技術陣容その他

として、こういう土地改良事業等の推進の能力といふものを、一体どの程度まで、従来もそうであります。今後土地改良の長期計画に基づいて、市町村といふものが

実際にあつたのかどうか。あるいは財政能力として、あるいは技術陣容その他

として、こういう土地改良事業等の推進の能力といふものを、一体どの程度まで、従来もそうであります。今後土地改良の長期計画に基づいて、市町村といふものが

実際にあつたのかどうか。あるいは財政能力として、あるいは技術陣容その他

として、こういう土地改良事業等の推進の能力といふものを、一体どの程度まで、従来もそうであります。今後土地改良の長期計画に基づいて、市町村といふものが

政的に分担する場合でございますが、御承知のように市町村が分担する場合には、市町村議会の議決を経て分担することになりますから、市町村の自主性を尊重するということに相なろうかと思います。ただこういう場合があるうかと思います。それをまた農民に賦課するといいますか、農民に分担させるという意味におきまして、直接関係ない人もそれを分担する。つまり土地改良区に土地を所有していないとか、改良区に土地を所有していないとか、そういう関係のない人もあるわけでございまして、分担金の全部が全部地区内の人から取るといふことが無理のような場合、あるいはそれを取らない場合には、その土地改良区に關係のない人の負担をしいるといいます。こういふ場合には、その土地改良区に關係のない結果にも相なるらかだと思います。そういう場合に國の交付税等による問題が起きてくると思います。そういう場合はいろいろ事態によつて出でてくると思いますが、そういう点は、これからなお細則的な政令等をつくつていく場合に、自治省等ともよく協議いたしましてきめていきたい、こう思つております。まとめて申し上げますと、市町村が分担した金をその下の農民に全部賦課し得ないような場合もあらうかと思います。そういう場合には、市町村が土地改良区に關係ない住民に負担をしいるという結果に相なろうかと思いますが、そういう場合に國のほうの交付税といふような関連が出てくるのではないか、こう思ひます。細則的な政令をきめるときによく打ち合わせをして決定していく、こう考えております。

○角屋委員 市町村の負担の法改正を行なった場合についての、いまの私の質問に対する大臣の説明として、土地改良事業で直接受益する者と受益しない者とがあるから、市町村負担といふものをやる場合に、その辺のところを考えてやらなければならぬ、こういう意味の発言かと思います。しかし御承知のとおり土地改良事業をやる場合の国負担というものが現にある。また県も負担をするということを現にやつておる。同じ行政機関として國、県では、土地改良事業の面に対する負担といふものを――受益は一定の範囲内なものであるが、それに対して負担をやつておる。市町村の場合だって、地域住民の中の土地改良事業による受益があるかといふこと、これは十分考えなければならない。私は必ずしも市町村の場合でも、経済発展の重要な一翼として、ただ、市町村負担が問題になるといふのではなくらぬと思う。したがつて國政の場合でも、県政、市町村政の場合でも、経済発展の重要な一翼として、その推進過程において、一万数千の土地改良区の実態を見てみますと、やはりこの末端機関として、大きな役割りを果たしてきたことはいなめない。同時に区域ないしは土地改良区連合、これが四四%を占めておる。あるいは組合員数別に見ましても、三百人未満というものが七一・三%を占めておる。こういう状況でございまして、要するに組合員数から申しましても、きわめて零細な状況でございまして、要するに組合員が取り上げたように、その中には相

ばならぬ。これができるならば、私はそう大きな議論のある問題ではないのではないかというふうに理解をするのであります。それで、その点できのう石田委員と自治省、農地局長との話し合いの中でも、またいま大臣の答弁を聞いておつて、ちょっとひつかかりがありますけれども、私はもつと大きい視野から考えて、法改正の趣旨を生かすべきであろう。こういうふうに思つておるわけであります。時間の関係もありますので、この問題については、せつかれども、私はもつと大きい視野から考えて、法改正をされた趣旨に基づいて裏づけをしながら、適切な運営をやつてもらいたい。

次にもう一つは、土地改良事業の推進の問題の中では、末端の受けとめの問題がござります。これは何といつて一つの組織として、土地改良区といふ問題がござります。これは何といつてから負担をする。産業経済費の中で農政関係の費用をどの程度見る財政能力があるかということ、これは十分考え方でありますけれども、それは省略いたしますが、いずれにしても不振土地改良区の問題について、いろいろな具体的な事例がありますけれども、それは省略いたしますが、いすれにしても不振土地改良区の問題は、不振土地改良区の問題について進めてもらわなければならぬと同時に、今後の土地改良長期計画に基づく計画的、総合的な土地改良事業を推進する末端の一つの推進機関としての土地改良区といふものを作らなければならぬと思つたことはいなめない。同時に、戦後の花形であった食糧増産当時から、土地改良区が土地改良事業推進の末端機関として、大きな役割りを果たしてきたことはいなめない。同時に、その推進過程において、一万五千の土地改良区連合、これが四四%を占めておる。あるいは組合員数別に見ましても、五百町歩未満の土地改良区ないしは土地改良区連合、これが四四%を占めておる。三百人未満というものが七一・三%を占めておる。こういう状況でございまして、要するに組合員数から申しましても、きわめて零細な状況でございまして、要するに組合員が取り上げたように、その中には相

当数の不振土地改良区の問題があり、これについては農林省としても今日まで、行政的にいろいろ措置をやつておりますけれども、私どもから見て、その措置は必ずしも十分とは言えない。そこで、またいまも大臣の答弁を聞いておつて、ちょっとひつかかりがありますけれども、私はもつと大きい視野から見て、どの程度与えるべきであります。時間の関係もありますので、この問題については、せつかれども、私はもつと大きい視野から考えて、法改正をされた趣旨に基づいて裏づけをしながら、適切な運営をやつてもらいたい。

次にもう一つは、土地改良事業の推進の問題の中では、末端の受けとめの問題がござります。これは何といつて一つの組織として、土地改良区といふ問題がござります。これは何といつてから負担をする。産業経済費の中で農政関係の費用をどの程度見る財政能力があるかということ、これは十分考え方でありますけれども、それは省略いたしますが、いすれにしても不振土地改良区の問題は、不振土地改良区の問題について進めてもらわなければならぬと同時に、今後の土地改良長期計画に基づく計画的、総合的な土地改良事業を推進する末端の一つの推進機関としての土地改良区といふものを作らなければならぬと思つたことはいなめない。同時に、戦後の花形であった食糧増産当時から、土地改良区が土地改良事業推進の末端機関として、大きな役割りを果たしてきたことはいなめない。同時に、その推進過程において、一万五千の土地改良区連合、これが四四%を占めておる。三百人未満というものが七一・三%を占めておる。こういう状況でございまして、要するに組合員数から申しましても、きわめて零細な状況でございまして、要するに組合員が取り上げたように、その中には相

れとか、いろいろな御意見等もありましたけれども、そういう意見を直ちにいれるかどうかは別として、土地改良区に対するところの国の財政援助等を、今日の土地改良団体の実際の運営、その推進といふものが、力強くいかないのじやないかというふうに思つたがって不振土地改良区の問題について進めてもらわなければならぬと同時に、今後の土地改良長期計画に基づく計画的、総合的な土地改良事業を推進する末端の一つの推進機関としての土地改良区といふものを作らなければならぬと思つます。私ども地元の県の状況から申しましても、これらの問題について、いろいろな具体的な事例がありますけれども、それは省略いたしますが、いすれにしても不振土地改良区の問題は、不振土地改良区の問題について進めてもらわなければならぬと同時に、今後の土地改良長期計画に基づく計画的、総合的な土地改良事業を推進する末端の一つの推進機関としての土地改良区といふものを作らなければならぬと思つたことはいなめない。同時に、戦後の花形であった食糧増産当時から、土地改良区が土地改良事業推進の末端機関として、大きな役割りを果たしてきたことはいなめない。同時に、その推進過程において、一万五千の土地改良区連合、これが四四%を占めておる。三百人未満というものが七一・三%を占めておる。こういう状況でございまして、要するに組合員数から申しましても、きわめて零細な状況でございまして、要するに組合員が取り上げたように、その中には相

て農林大臣に望んでおきますのは、何といつても水の問題は、土地改良事業の一つの生命線の問題であります。農林省でも農地局の予算を見ますと、水系別の調査あるいは地下水の調査等、若干予算をつけてやつておるようではあります。予算段階の状況では私はさわめて不十分だと思います。これは單に農林省だけですべてやるというわけにいきませんけれども、科学技術庁が中心になつて水調査の資料等も出でておりますが、これは相当古いであります。これから経済の発展の中で重要な比重を占めておる水問題についての総合調査、それに基づく農業あるいは農業以外のアロケーションというものを、水系別にどうするかという点を今後真剣に考えられて、そろしてその時間の関係もありますし、なおあと同僚の委員からの質問もありますので、大臣に対する質問はこの程度で終わらせていただきます。

○赤城國務大臣 御趣旨の点は十分これから生かしていきたい、こう思いました。強くあらわしていきたい、こうう考えでござります。

○高見委員長 芳賀貢君。

○芳賀委員 主要な点について農林大臣にお尋ねしたいと思います。第一の点は、土地改良法の改正を通じまして、この法律の目的を相当拡大するところにねらいがあるようござりますが、特に農業基本法の農業発展の主要的といふものを、この土地改良事業の中に移されたわけでござりますが、その最も重点とするところについて、

農林大臣から特に農基法との関係における問題を述べてもらいたいと思います。

○赤城國務大臣 改正の目的が、農業基本法の目的に沿うように土地改良法の改正案を出しておりますことは、いま御指摘のとおりでございます。そのうちで何を一番重点的に考えるかといふようなお尋ねだと思います。もちろん生産性の向上とか、総生産の増大とか、生産の選択的拡大とか、こういうことがありますが、やはり生産の基盤として、現在の保有面積がむしろ減少する傾向をたどるといふことは大臣も御存じのとおりですからして、一方において土地改良法等の改正を通じて農用地の造成あるいは改良を行なつても、一方においてそれ以上農地が減少するととか、こういうことを考えますと、構造改善といいますか、一口に言えば体质改善、その基盤としての土地改良、その指向する方向を国内的に見まして

も、他産業との格差を縮めていくといふためにも、あるいは開放經濟下における日本の農業の風当たりを緩和していくという意味におきまして、土地改良が必要である。その土地改良を行なうためにどういう点に法律改正をするかといえば、やはり構造改善的な体质改善が基礎をなすものだ、こういう考え方から構造改善、体質改善といふような意味における方向へ土地改良を強くあらわしていきたい、こうう考えでござります。

○芳賀委員 要は、制度を通じて農業総生産を高めて、それが農家の所得の向上になり、究極には国民経済に貢献するということが、制度上のねらいであると思います。そこで最近の農業の動向から言いますと、先般農林大臣が国会において農業の年次報告あるいは施策の方向について説明されたわけでございますが、結局土地改良法と

一番関係のある問題といたしまして、今度は農用地の開発、改良が、新たに草地を加えて法律の対象になるわけですが、この農用地の確保といふことが当面非常に大事な問題になると思うわけです。いわゆる既存の農用地が、たとえば農地の転用とか壊廃によって、現在の保有面積がむしろ減少するようなるかと思ひます。もちろん生産性の向上とか、総生産の増大とまでは御指摘のとおりでございます。そのうちで何を一番重点的に考えるかといふようなお尋ねだと思います。もちろん生産性の向上とか、総生産の増大とか、生産の選択的拡大とか、こういうことがありますが、やはり生産の基盤として、現在の保有面積がむしろ減少する傾向をたどるといふことは大臣も御存じのとおりですからして、一方において土地改良法等の改正を通じて農用地の造成あるいは改良を行なつても、一方においてそれ以上農地が減少するととか、こういうことを考えますと、構造改善といいますか、一口に言えば体质改善、その基盤としての土地改良、その指向する方向を国内的に見まして

も、他産業との格差を縮めていくといふためにも、あるいは開放經濟下における日本の農業の風当たりを緩和していくという意味におきまして、土地改良が必要である。その土地改良を行なうためにどういう点に法律改正をするかといえば、やはり構造改善的な体质改善が基礎をなすものだ、こういう考え方から構造改善、体質改善といふような意味における方向へ土地改良を強くあらわしていきたい、こうう考えでござります。

○赤城國務大臣 先ほどからも再々お話をありました、長期計画を立てるにつきまして、いろいろな前提条件がございます。すなわち、最近の工業面の非常な伸展といいますか、新産業都市というような工業開発ということもござります。すなわち、最近の工業面の非常な伸展といいますか、新産業都市というような工業開発といふことがござります。ござりますので、これらを実現するようにするために、やはり財政的な裏づけといふものが必要だとございます。でありますので、これ

は継続費といわなければなりませんけれども、これに対する財政的な裏づけを年度別にも確保できるような、そういう判断も必要でございます。そういう基本的な前提になる作業といふものが行なわれないで、ただばく然と根拠を持たないままに十カ年計画をすると

したことになると、これは非常に内容の貧困なものになると思うわけです。この点については農林大臣としてはどうお考えになりますか。

○赤城國務大臣 もともと御説でございまして、調査不備の上に立てた計画といふものは砂上の楼閣ではございませんが、まことにたよりないものになると思ひますので、しっかりした調査の基礎の上に立つてやつていかなければなりません。農林省とくちやならないと思います。農林省といつたましても、なお事務当局から御答弁いたさせますが、御承知であるかとも思いますけれども、調査等も相当進めてきておるわけございます。それからいっしつかりした調査の上に立つて利用区分等もきめ、そして計画を樹立していくかなくちやならないと思ひます。同時にいまお話をのように、農林省だけの問題ではありませんで、一つの国土計画の中における土地改良、こういいう問題にいたしましても、農林省関係以外の方面との調整、協議、打ち合わせといふことも当然必要だと思います。そういう面からやつていきたいと思いますが、なお、調査等につきまして、御承認思ひます。事務当局からいいますと、御報告申し上げます。

○丹羽(雅)政府委員 長期計画をどういう技術的、事務的立場でつくるのかという御質問が、先般角屋先生からございまして、その際も申し上げたわけですが、ございますが、基礎資料といいましたが、二つのものをバククボーンとして使いたい。

一つは、本日お手元に参考資料として配付いたしました要土地改良調査と斜がどうだと、いわば物理的に土地改良をやるべき土地の実態、土地等になりますと、やはりそこに酪農地下水の分布がどうだとか、水田の傾斜をどらん頗つてもおかわりのよう、をごらん頗つてもおかわりのよう、地等になりますと、そういう角度もございませんが、地下水面でございまして、三十五年から三十七年までかかる整理をいたしました。これにつきましては、未墾地關係の開発の調査はいたしました。これは物理的な、いわば寒態的な調査でございます。それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使つて農業を営むわけですが、農民自身の意欲の問題がないと、計画に相違ない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つおりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を実行いたしております。これはこの調査によつて、この水は非常に湿地である、これを湿地でないためにするにはどうならいいかという事業計画、また、農民なり県府がそれをやる意思があるかないかという角度の主体的な調査の問題を、総合調査として実行いたしております。この調査は目下集計中に入った段階でございます。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしております。この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますが、未墾地を利用するほうの計画の一つの基礎データといいたたい。御承知のとおり、終戦以来、開拓方式のための調査

がいろいろございますが、それは土地を買収して人間を入れるという角度からいるものでござります。これは見出しがあるかどうかといふ問題もございませんが、さういふことは、未墾地開発の調査はいたしました。これにつきましては、未墾地關係の開発の調査はいたしました。これは物理的な、いわば寒態的な調査でござります。それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使つて農業を営むわけですが、農民自身の意欲の問題がないと、計画に相違ない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つおりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を実行いたしております。これはこの調査によつて、この水は非常に湿地である、これを湿地でないためにするにはどうならいいかという事業計画、また、農民なり県府がそれをやる意思があるかないかという角度の主体的な調査の問題を、総合調査として実行いたしております。この調査は目下集計中に入った段階でございます。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしております。この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますが、未墾地を利用しておるわけです。少なくとも長

がいりますが、それは土地を買収して人間を入れるという角度からいふものでござります。これは見出しがあるかどうかといふ問題もございませんが、さういふことは、未墾地開発の調査はいたしました。これにつきましては、未墾地關係の開発の調査はいたしました。これは物理的な、いわば寒態的な調査でござります。それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使つて農業を営むわけですが、農民自身の意欲の問題がないと、計画に相違ない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つおりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を実行いたしております。これはこの調査によつて、この水は非常に湿地である、これを湿地でないためにするにはどうならいいかという事業計画、また、農民なり県府がそれをやる意思があるかないかという角度の主体的な調査の問題を、総合調査として実行いたしております。この調査は目下集計中に入った段階でございます。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしております。この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますが、未墾地を利用しておるわけです。少なくとも長

がいりますが、それは土地を買収して人間を入れるという角度からいふものでござります。これは見出しがあるかどうかといふ問題もございませんが、さういふことは、未墾地開発の調査はいたしました。これにつきましては、未墾地關係の開発の調査はいたしました。これは物理的な、いわば寒態的な調査でござります。それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使つて農業を営むわけですが、農民自身の意欲の問題がないと、計画に相違ない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つおりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を実行いたしております。これはこの調査によつて、この水は非常に湿地である、これを湿地でないためにするにはどうならいいかという事業計画、また、農民なり県府がそれをやる意思があるかないかという角度の主体的な調査の問題を、総合調査として実行いたしております。この調査は目下集計中に入った段階でございます。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしております。この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますが、未墾地を利用しておるわけです。少なくとも長

がいりますが、それは土地を買収して人間を入れるという角度からいふものでござります。これは見出しがあるかどうかといふ問題もございませんが、さういふことは、未墾地開発の調査はいたしました。これにつきましては、未墾地關係の開発の調査はいたしました。これは物理的な、いわば寒態的な調査でござります。それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使つて農業を営むわけですが、農民自身の意欲の問題がないと、計画に相違ない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つおりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を実行いたしております。これはこの調査によつて、この水は非常に湿地である、これを湿地でないためにするにはどうならいいかという事業計画、また、農民なり県府がそれをやる意思があるかないかという角度の主体的な調査の問題を、総合調査として実行いたしております。この調査は目下集計中に入った段階でございます。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしております。この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますが、未墾地を利用しておるわけです。少なくとも長

がいりますが、それは土地を買収して人間を入れるという角度からいふものでござります。これは見出しがあるかどうかといふ問題もございませんが、さういふことは、未墾地開発の調査はいたしました。これにつきましては、未墾地關係の開発の調査はいたしました。これは物理的な、いわば寒態的な調査でござります。それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使つて農業を営むわけですが、農民自身の意欲の問題がないと、計画に相違ない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つおりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を実行いたおります。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしております。この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますが、未墾地を利用しておるわけです。少なくとも長

がいりますが、それは土地を買収して人間を入れるという角度からいふものでござります。これは見出しがあるかどうかといふ問題もございませんが、さういふことは、未墾地開発の調査はいたしました。これにつきましては、未墾地關係の開発の調査はいたしました。これは物理的な、いわば寒態的な調査でござります。それからもう一つ、土地改良事業は、御承知のとおり、最終的には農民がこの土地を使つて農業を営むわけですが、農民自身の意欲の問題がないと、計画に相違ない性格のもので、この点道路等と非常に違う性格を持つおりますので、三十八年から土地改良総合調査という立場のもので調査を実行いたります。

それから、この調査におきましては、農用地を造成する面積を調査いたしております。この調査に待ちまして、いわゆる開拓と申しますが、未墾地を利用しておるわけです。少なくとも長

良計画の中に長期計画を組み入れなければならぬ、こういうふうに私は考えております。矛盾しないで、調整して、開議決定をして、よりいい計画で進めたい、こういうふうに思つております。

○芳賀委員 次に、先ほど大臣から、長期計画をつくる場合、少なくとも現在の農用地面積が減少しないことを最低の目標として進めていきたいといふことであります。そうしますと、農省から先ほど出された資料に基づいても、昭和三十七年度には農地の転用、壞滅の面積が大体二万七千ヘクタールに及んでおるわけです。これは逐年増加の傾向があることは、大臣も御承知のとおりです。一方において二萬ないし三万ヘクタールの農地の減少がだんだん進行していくといふことになると、一方においてやはりこれに見合う農用地の開発、造成といふものが積極的に進められていかなければいけないと思ひますと、なかなか三万ヘクタールに近い毎年毎年の新規の農用地造成は、いまの農林省の方針とか政府の考え方では至難の点が多々あるわけです。したがつて、これらの問題について、最も低い限度の目標といふものを割りきる農用地の保有面積といふものでは、国民経済の要請にこたえて、さらに農業の発展を拡大するといふことが當然必要ないようにして、さくら農業の發展あるいは国営農地の保有面積といふの点は間違いないですか。

○赤城国務大臣 まだ策定したわけでございませんから、十分申し上げかねますが、私は、いまの田畠既耕地、六百十万町歩くらいですか、北海道ま

で入れて——これを割らないで、これを高度利用できるような方向に進めていくといふ基礎の上に立つてやつります。

○芳賀委員 次に、お尋ねしたいのは、今回改正を通して、草地の開発、改良あるいは農用地全体の保全事業を行なうといふことになるわけですが、これは從来から相当前進した構想であることは間違いないわけです。たゞ問題は、土地改良法の中で、新たな草地の開発、造成等の事業を行なうのは、事業実施上妥当であるかどうかと

いうことは、議論の余地があると思ひます。しかし、一方においてやはりこれに見合ったことがありますと、なほむ三万ヘクタールにして草地造成を強く取り上げていくわけではありますが、土地改良法におきまして、農業基本法におきまして、農業基本法との見合つてこれは進めていくといふことでは意味をおきまして、草地造成を考え

る、あとはかつてに何かそこで畜産をやれといふことではないと思いますが、改良法の中にも、農用地として草地造成を入れたわけではあります。長期計畫を立てる場合には、当然畜産の方面で、少なくとも飼料資源を国内において充足するといふことが最大の目標でございますと、こう考えております。草地造成といふことには、畜産農業の发展と見合つなければならぬ。現在においても家畜の濃厚飼料の一年の消費量の六割程度を外国に依存しておる状態ですから、改良とか造成と違つて、やはり畜産農業の發展に見合う要請にこたえるた

めには、どういうような計画と方針で草地の開発を行なうかといふことが、当初に明確にしておいてもらわなければ、その規模の大小にもよります。そこでございますが、遺憾ながらこの点はそろなつていないのであります。これは

いた、ある程度固まつた方針があれば、農林大臣から明らかにしてもらいたい。

○赤城国務大臣 全くその点もお話をとおりで、草地造成が目標なしに、畜産との見合はないにただやつてみたところ、これはあまり意味をなさない。どうしても畜産の自給飼料をどれくらい進めしていくかという計画、あるいはまた畜産の頭数、そういう畜産行

いの直轄事業として進めるといふ方針を明らかにしてもらわぬと、調査だけは國が行なうが、事業については都道府県あるいは団体でやりなさいといふことでは済まぬと思います。この

点について大臣から見解を明らかに

いたい。これは大臣から直接……。○赤城国務大臣 国営でやってできな

いということはないと思います。が、たとえば土地改良の五百万町歩、そういう大きなものを単独に草地造成して、非常に大きくなるところの牛の頭數とか、あるいはそこへ移住してくるところの人とか、あるいは畜舎、住宅、こういうものを全部総合してやらなければ、簡単に草地だけを何百万町歩のところを一ヵ所に国営でやつたからといつても、目的が達しないじゃないか。こういう意味におきまして、そう広い国営のよくななるものをといふようなことは、いまあまり考えないでもいいのじやないか、こういうふうに考えています。いか、こういうふうに考えています。

○芳賀委員 何も私どもは一度に五百

万町歩草地造成をやるとは言つてないのです。五百万町歩といふことになれば、現行の既存の農地が六百万町歩くらいですから、そろ飛躍的な馬力をかけてもらわなくてもいいわけです。

十ヵ年計画ですか、少なくとも最低二百万町歩を行なうとか、その程度で

す。しかし、それは別といたしまして、機構をどうするかというお尋ねだと思います。あるいは機械化公団の草地造成部門といふか、そういうものを強化するのも一つの方法でありますし、あるいは新たに草地造成公団といふようなものをつくると、そういうふうなことを一つの方法かと思います。公社のほうはなかなかこれは着想は悪くありませんが、実際の運営上、今までの機械化公団の運営などから見ましても、はたしてうまくいくかどうかといふ検討事項もあるうかと思います。

この点につきましては、さらに検討を加えていきたいと思います。
○芳賀委員 これはいずれにしても、事業主体が県であつても、あるいは団体であつても、機械を中心を開発しなければならぬということは、これは言うまでもないわけですからして、そういう場合は、やはり国の意思というものが効率的に十分生かされるような、そういう事業の機構といふものが必要になつてくると思うわけです。特に北海道開発審議会等においては、いまこれをおどりするかといふ問題が、草地開発の公共事業の伸展とあわせて、まだ明確な結論までは出しておりませんが、そういう段階に入つておる。畜産農業あるいは草地開発の主体的な地域といふことになれば、やはり北海道が中心になると思うわけですからして、こういう点についても、開発庁等の意見を徴するとか、また協議するような中において善処さるべきではないかと思うわけです。

最後に一点であります。これは同僚委員からいろいろ指摘がありましたが、今後現在の農地の保有面積を確

保する、その中において農業の総生産を高めるということになれば、従来の改良事業といふものの重要性はますます強化するのも一つの方法でありますし、あるいは新たに草地造成公団といふようなものをつくると、そういうふうなことをもう一つの方法かと思います。公社のほうはなかなかこれは着想は悪くありませんが、実際の運営上、今までの機械化公団の運営などから見ましても、はたしてうまくいくかどうかといふ検討事項もあるうかと思います。

○芳賀委員 これはいずれにしても、事業主体が県であつても、あるいは団体であつても、機械を中心を開発しなければならぬということは、これは言うまでもないわけですからして、そういう場合は、やはり国の意思といふものが効率的に十分生かされるような、そういう事業の機構といふものが必要になつてくると思うわけです。特に北海道開発審議会等においては、いまこれをおどりするかといふ問題が、草地開発の公共事業の伸展とあわせて、まだ明確な結論までは出しておりませんが、そういう段階に入つておる。畜産農業あるいは草地開発の主体的な地域といふことになれば、やはり北海道が中心になると思うわけですからして、こう

いう点についても、開発庁等の意見を徴するとか、また協議するような中において善処さるべきではないかと思うわけです。

〔長谷川(四)委員長代理 退席、委員長着席〕

○赤城國務大臣 この点については農林大臣としてもお考観があると思いますので、お尋ねして、私の質問を終わらしていただきまます。できるところから改めていくことにしながら、検討を加えてまいります。

○高見委員長 この際、参考人出頭要請に関する件についておはかりいたします。

土地改良法の一部を改正する法律案の審査の参考に資するため、参考人の出頭を求める意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

次会は明十六日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会